

# 神奈川県行政書士会支部長会運営規則

## (趣 旨)

**第 1 条** この規則は会則第 7 条第 3 項の規定により支部長会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

**第 1 条の 2** 支部長会は会の運営等について会長に意見を具申するとともに支部長及び支部相互間の親睦、情報交換並びに本会との連絡協調を図ることを目的とする。

## (組 織)

**第 2 条** 支部長会は支部長をもって組織する。

2 支部長会に支部長の互選により代表幹事 1 人、幹事 2 人を置く。

3 前項の役員任期は会則第 2 3 条を準用する。

4 本会の役員（会則第 1 9 条に定める役員）は支部長会に出席して意見を述べることができる。

## (招集と議事)

**第 3 条** 支部長会は会長又は代表幹事が必要と認めたとき招集する。

2 支部長会は、支部長（副支部長、又は代理出席者を含む。）の過半数の出席で成立し、議事は出席した支部長（副支部長、又は代理出席者を含む。）の過半数の賛成を要する。

3 代表幹事は、支部長会の 4 分の 1 以上の支部長から会議の目的、招集の理由を記載された文書が提出され支部長会招集の請求があったときは、すみやかに支部長会を招集しなければならない。

## (会 議)

**第 4 条** 支部長会の議長は代表幹事があたる。

2 代表幹事に事故あるときは他の幹事がその職務を行う。

## (意見具申)

**第 5 条** 支部長会は、会長に次の事項について意見を具申することができる。

(1) 会の組織に関する事項

(2) 会の運営に関する事項

(3) 会の予算に関する事項

(4) その他会長から諮問された事項

## (報 告)

**第 6 条** 代表幹事は支部長会終了後すみやかに出席者の氏名及び会議の状況を会長に報告するものとする。

2 会長は支部長会で決議されたものはすみやかに理事会に報告するものとする。

## (費用弁償)

**第 7 条** 支部長会の費用弁償は、会則施行規則を準用する。

## 附 則

この規則は、昭和 6 0 年 4 月 2 0 日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年10月11日から施行する。